

都道府県・指定都市
消費生活相談担当課 御中

消費者庁消費者政策課

ギャンブル等依存症対策の強化について

平素から消費者行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ギャンブル等依存症対策につきましては、平成 29 年 8 月 29 日にギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議（第 3 回）において、「ギャンブル等依存症対策の強化について」を取りまとめたところです。

この取りまとめにおいて、消費者教育、多重債務等における相談体制の強化及び関係機関の連携強化、消費生活センター等の相談体制の強化等について記載されており（別添資料参照）、今後、政府として、関係機関が十分に連携して、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていくこととされております。

つきましては、ギャンブル等依存症が、消費者問題としての多重債務の発生要因となり得ることを踏まえ、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくすための対策について、各自治体におかれましても積極的に検討・実施いただけますよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、今後、消費者庁といたしましては、関係機関と連携しながら、消費者向け注意喚起、普及啓発資料の作成・公表、消費生活相談員向け研修、対応マニュアルの作成等の施策を実施していく予定であり、各施策実施時には改めて周知させていただく予定であることを申し添えます。

また、本件につきまして、管内市町村（指定都市を除く。）へも周知いただけますよう、よろしくお願いいたします。

《添付資料》

(別添 1) ギャンブル等依存症対策の強化について【概要】

(別添 2) ギャンブル等依存症対策の強化について【本文】

(平成 29 年 8 月 29 日 ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議)

(別添 3) 消費者庁関係のギャンブル等依存症対策の今後の取組について

【問い合わせ先】

消費者庁消費者政策課（担当：澤野）

電 話 03-3507-8800（内 2206）

F A X 03-3507-7557